

令和2年4月17日

緊急事態宣言を受けての教育委員会の対応

教育委員会

1. 市立学校の休校期間について

現在、4月16日から4月28日としているが、緊急事態宣言の期間に合わせ、5月6日まで延長する。

2. 学校での預かりについて

現在、やむを得ず家庭で児童をみることができない場合は、学校で預かりをしている。再度、保護者にできる限り家庭等で児童がすごせるよう依頼する。その上でやむを得ない場合は、預かりを行う。

3. 教職員について

休校中の教職員の勤務体制については、感染予防の観点から、職員室等の密集を避けるよう「在宅勤務」も含め検討することとする。

4. 児童クラブの閉所期間について

公設児童クラブについては、学校の休校にあわせ、5月6日まで延長する。